

日時：

第1回 6月6日（月） 14：00～15：00 （Zoom）

会議URL：<https://us02web.zoom.us/j/82390466211?pwd=M3RXVytJdzBXcHBVNHR0LzJXclA1QT09>

ミーティングID: 823 9046 6211 パスコード: 327178

第2回 6月8日（水） 14：00～15：00 （Webex）

会議URL：<https://mri.webex.com/mri/j.php?MTID=m04f67e4c12a8e4ddf07b47c160201483>

ミーティング番号：2516 163 8731 ミーティングパスワード：kD3xbU5JCAy2 (53392855 電話またはビデオシステムから参加の場合)

アジェンダ：

移行方針・開発状況について

1. 次期システム概要について
2. 次期システムへの業務移行について
3. 次期システムのサービスイン時期について
4. システム移行に向けた全体スケジュールについて
5. サービスイン後の段階的な機能拡張について

新興・再興感染症への対応について

6. 感染症発生動向調査について
7. 新興・再興感染症対応を含む想定業務フロー
8. 新興・再興感染症へ備えた機能の提供範囲

利用者アカウントの管理等について

9. 利用規約における利用者管理体制と主な役割について
10. 利用者アカウントの管理体系について

- 感染症サーベイランスシステムの更改に当たっては、一般競争入札手続の結果、設計・開発事業者として東芝デジタルソリューションズ株式会社が、工程管理支援事業者として株式会社三菱総合研究所が選定され、次期システムの開発プロジェクトが進められている。
- 令和4年10月サービスインに向けて、令和4年5月16日に都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部（局）に事務連絡「感染症サーベイランスシステムの更改について」を発出しているところ、改めて各都道府県等の衛生所管部局の課長職向けに、ご説明させていただく機会を設けさせていただいたもの。

（ご参考）事務連絡概要

■ 運用開始予定日

令和4年10月11日（火）（運用開始後も利便性向上の観点などから継続的に開発を実施予定）

※新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで「HER-SYS」による対応を継続

■ 利用環境・利用条件について

- 次期システムの利用にはインターネット接続環境が必要（自治体からは現行システム同様にL G W A N接続も可能）。
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能であり、入力情報は入力端末には残らないので、既に使用中の機器の使用が可能。
- 次期システムの利用に当たっては、利用者ごとのアカウントが必要であり、情報取扱いを適切に管理いただくため、利用規約への同意を前提とする。

■ セキュリティ対策について

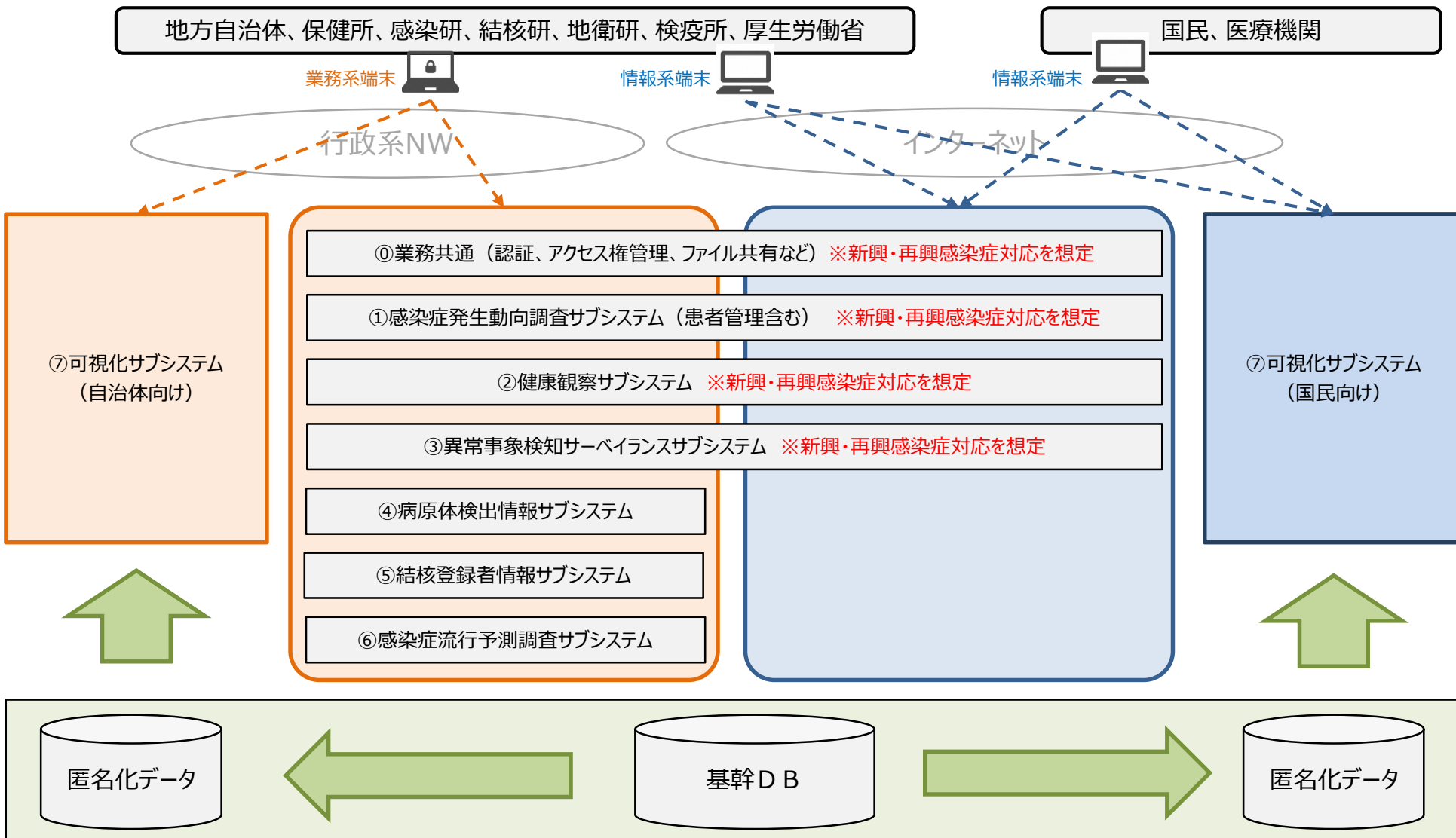
- ネットワークについてはT L S 1.2以上のみとするなど盗聴、情報漏えい等を防止、インターネット経由利用時には二要素認証（システムから発行されたI D、パスワードに加えて電話番号又はメールアドレスを用いた認証）、データの暗号化などセキュリティや可用性等に係る適切な措置を講じる。

■ 利用者アカウントの管理について

- 都道府県等、保健所の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に利用者アカウントの発行・変更・停止などを管理していただく予定であり、医療機関等の一般利用者アカウントは、新規発行いただく予定。

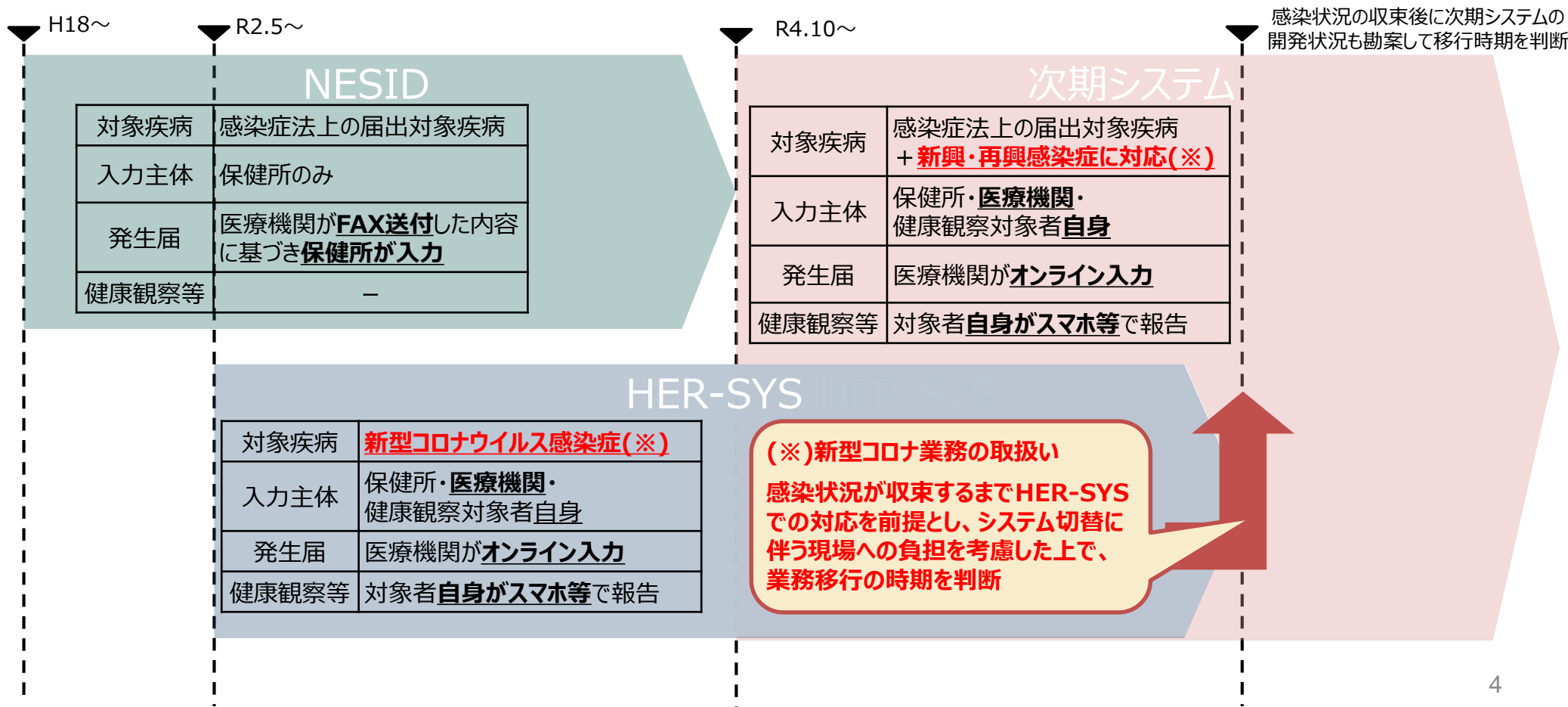
1. 次期システムの概要について

- 感染症対策及び新型コロナウイルス感染症対策に資する関連システム（NESID、HER-SYS等）の現行契約が満了することに伴い、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。



2. 次期システムへの業務移行について

- 新型コロナウイルス感染症対策に関して日々刻々と変化する状況に適時適切に対応すべくHER-SYSではアジャイル開発が続いており、すべての機能を直ちに継承することが困難な状況の中で、新型コロナ業務を次期システムに移行することは現場の業務負荷が大きいと考えられることから、**感染状況が収束するまでは新型コロナ業務をHER-SYSで対応することを前提に開発を進めること**としたい。
- 新型コロナ業務が継続する中で、届出対象疾病に係る医療機関からの報告を一斉にオンライン入力に切り替えることは、現場への負担が大きいと考えられることから、**令和4年10月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力を開始することを想定している。**

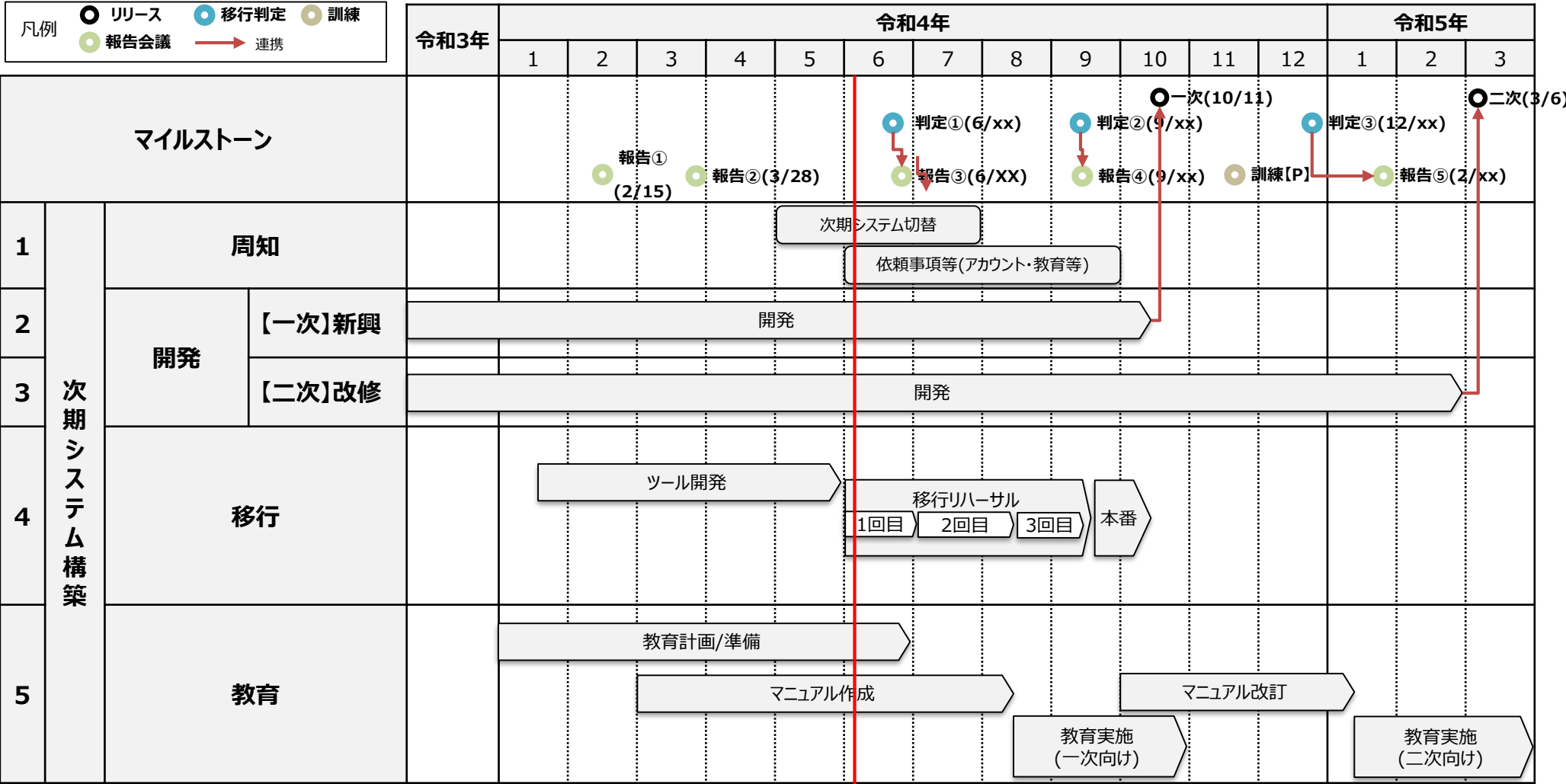


3. 次期システムのサービスイン時期について

- 次期システムのサービスインに当たっては、移行に関する準備作業及び医療機関、保健所等への周知徹底の期間を考慮し、6か月以上前に移行判定することを想定していたところ、前スライドのとおり、新型コロナ業務以外については令和4年10月に次期システムに業務移行することを前提に、関係者への周知等を行っていくこととしたい。
- ただし、今後の感染拡大によっては上記対応さえ困難な状況に陥ることも想定されうることから、感染状況等も注視しつつ、システム切替に伴う現場への負担も勘案した上で、計画的かつ事前の周知に務めていく。

		R3年度	R4年度	R5・R6年度
(1) マイルストーン		R3.7末 契約	R4.10 サービスイン	
(2) 現行システム	NESID	政府共通PF	延長	
	HERSYS	運用保守	延長	延長【P】
(3) 次期システム	現行NESID機能改善		2次開発	サービス提供(R5.3~)
	現行NESID移行		1次開発 (~R4.10)	サービス提供(R4.10~)
	新型・再興感染症対応 ※HER-SYSのR2開発分		1次開発 (~R4.10)	
	追加開発等 ※HER-SYSのR3開発分		追加開発	継続的開発
	追加開発【随時対応】		本調達の範囲 (R4.3追加契約後)	【随時】継続的開発【P】

4. システム移行に向けた全体スケジュールについて



【利用者向けの依頼スケジュール】



5. サービスイン後の段階的な機能拡張について

- 令和4年10月（1次リリース）時点では、現行NESIDの各サブシステムを政府共通PFから民間クラウド基盤に移行するとともに、新興・再興感染症に対応する機能を備えた新システムをサービスインすることを予定している。
- また、サービスイン後も継続的に開発を実施し、令和5年3月（2次リリース）時点では、現行NESID機能を改善するとともに、新興・再興感染症に関して利用者アンケート等を踏まえて洗い出した課題に対応したシステム改修等を予定している。

① 感染症発生動向調査事業関係

- ・業務共通サブシステム
- ・発生動向調査サブシステム
- ・健康観察サブシステム
- ・異常事象検知サーベイランスサブシステム
- ・可視化サブシステム

② 上記以外の事業関係

- ・ファイル共有サブシステム
- ・病原体検出情報サブシステム
- ・感染症流行予測調査サブシステム
- ・結核登録者情報サブシステム

開発

▼ R4.10～1次リリース

継続的开发

※サービスイン後の利用者アンケートを踏まえて課題の洗い出し、課題に対応したシステム改修等を予定

・現行NESID機能（サブシステム統合含む）
+ 新興・再興感染症対応

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + 新興・再興感染症に対応
入力主体	保健所・ 医療機関 ・ 健康観察対象者 自身
発生届	医療機関が オンライン入力
健康観察等	対象者 自身がスマホ等 で報告

現行NESIDと同様の機能
(②のうち結核登録者情報サブシステム以外)

現行NESIDと同様の機能
(②のうち結核登録者情報サブシステム)

▼ R5.3～2次リリース

継続的开发【P】

・新興・再興感染症対応機能追加

利便性強化

- ・郵便番号変換による住所入力
 - ・年月日エラーチェックの強化
 - ・発生届検索機能の強化
 - ・個票印刷の備考欄レイアウト改善
- など

・現行NESID機能改修

- ・システムIDによる発生動向調査サブシステムと病原体検出情報サブシステムの連携
 - ・病原体検出情報一括登録可能な疾病種類の追加
 - ・感染症流行予測調査の新型コロナウイルス感染症対応帳票追加
 - ・保健所間のファイル共有機能追加
- など

・現行NESID機能改修

- ・年報作成機能の改善
- など

6. 感染症発生動向調査について

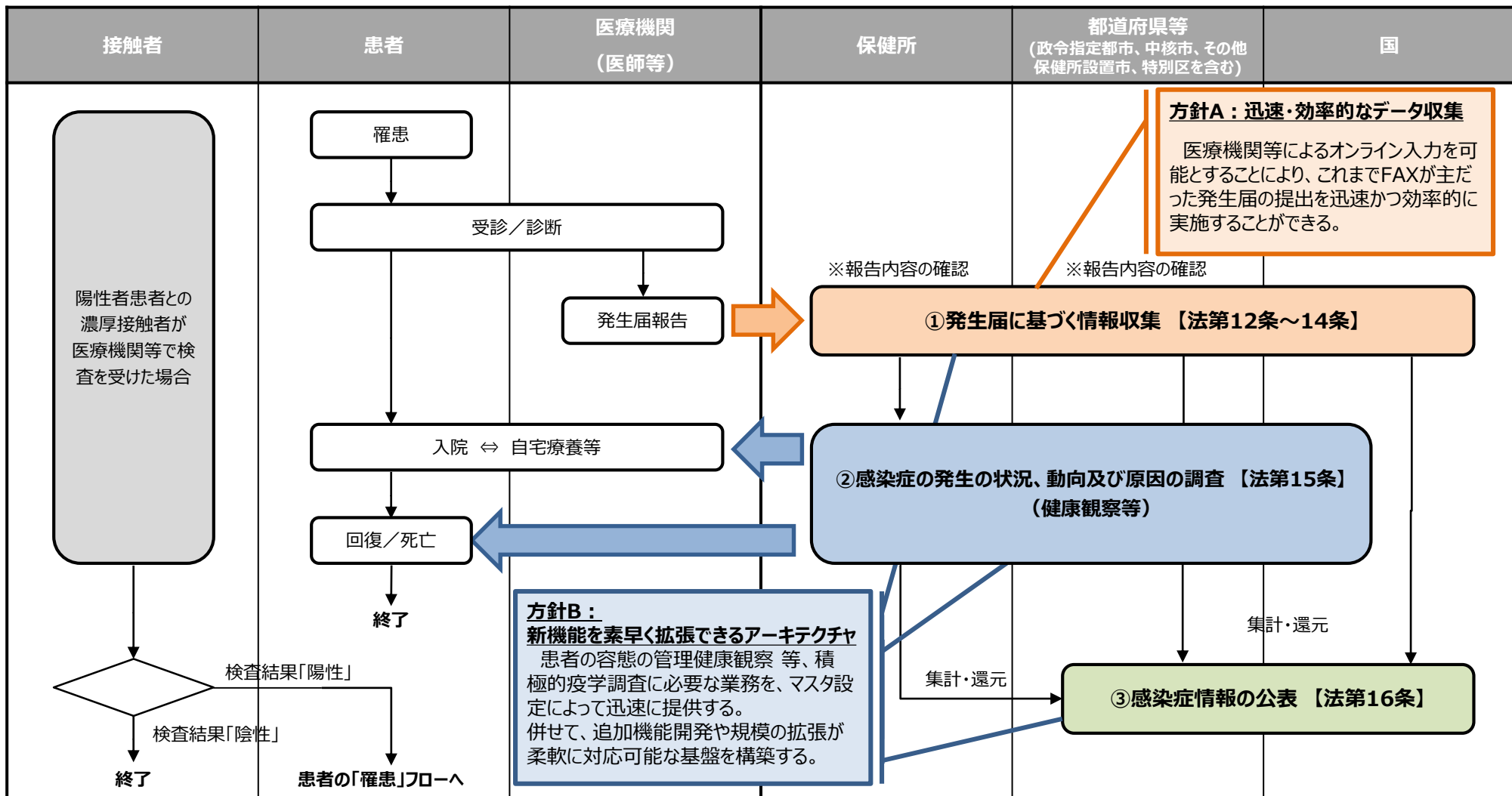
- 感染症発生動向調査は、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査であり、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。（関連システムとの対応関係は以下のとおり。）

根拠規定	実施内容	NESID	HER-SYS	可視化システム	次期システム
法第12条 【医師の届出】	<u>医師</u> から都道府県知事に届出	感染症法上の届出対象疾病 (新型コロナ以外)	新型コロナのみ	—	感染症法上の届出対象疾病 + 新興・再興感染症に対応
法第13条 【獣医師の届出】	<u>獣医師</u> から都道府県知事に届出	対応済み	—	—	
法第14条 【感染症の発生の状況及び動向の把握】	都道府県知事が開設者の同意を得て指定届出機関を指定。 <u>指定届出機関の管理者</u> は都道府県知事に届出	対応済み	—	—	
法第15条 【感染症の発生の状況、動向及び原因の調査】	感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査 (積極的疫学調査等)	感染症法上の届出対象疾病 (新型コロナ以外)	新型コロナのみ	—	
法第16条 【情報の公表】	収集した情報の分析、インターネット等の方法による公表 (※氏名等の個人を識別できる情報を除く)	感染症法上の届出対象疾病 (新型コロナ以外)	新型コロナのみ	新型コロナのみ	

7. 新興・再興感染症対応を含む想定業務フロー

○ 現行感染症法を前提とすると第12条～第16条に基づき、**新興・再興感染症発生時においても、基本的に現行システム（NESID・HER-SYS・可視化システム）と同様の業務フローによる対応を想定**している。

※ 下記は診断結果に基づき医療機関から発生届が報告される場合を例示



8. 新興・再興感染症へ備えた機能の提供範囲

- 次期システムでは、要件定義書においても記載されているとおり、**プログラミングすることなくマスタ設定のみで機能の提供が可能とするなど新興・再興感染症の発生時に柔軟かつ迅速に対応可能な機能を実装**する予定。
- なお、**新興・再興感染症の性質によって追加開発が必要となる独自機能**については、**現段階でシステム要件化が困難であることから、別調達による追加開発を前提とし、令和4年10月のサービスインに向けては現行システムが具備する機能をベースに開発を進めていくこと**としたい。

主な業務要件

柔軟かつ迅速に対応可能な機能

現システム
機能マッピング

別調達により追加開発が
必要となる独自機能

新興・再興感染症に対する要件

①発生届に基づき情報収集
【法第12条～14条】

医療機関等によるオンライン入力

H

感染症毎の入力画面追加

(H) 新

日付関連チェック

N H

二重登録チェック

N H

②感染症の発生の状況、
動向及び原因の調査
【法第15条】

積極的疫学調査(健康観察機能等)

H

対象者によるスマホ入力

H

多言語対応

H

③感染症情報の公表
【法第16条】

感染症毎の情報可視化

(可) 新

マスタ設定のみで対応できない独自のチェック追加等の機能。
これらは最短で2週間を目安に追加開発を想定。
(※)

【凡例】 N NESID H HER-SYS 可 可視化システム 新 新機能

(※) 記載の期間は要件確定後の本番リリースまでの想定開発10期間であり、別途調達手続期間が必要となる。

9. 利用規約における利用者管理体制と主な役割について

	関係者	主な役割	アカウント管理
国	 <p>厚生労働省</p>	<p>本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、運用の停止、休止若しくは中断、利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行う</p>	
都道府県等	 <p>システム利用統括責任者</p>	<p>都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区の157自治体を想定）に設置され、システム利用全体を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う 	
認証実施機関	 <p>利用者認証実施者 (システムアドミニストレータ)</p>	<p>自組織及び管轄内の各利用機関において ID・パスワードなどアカウント情報を中心にシステム利用者を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者に対して利用の許可、停止を行う ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等を適切に管理するとともにシステム利用者適切に管理させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄内のシステム利用者のID発行、停止を行う ・システム利用者の職務権限に応じて、適切な権限種別のIDを発行
利用機関	 <p>A病院 システム利用管理者</p>	<p>自所属利用機関内のシステム利用を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等に伴うシステム利用者のIDの発行、変更、停止、削除の有無を管理 ・利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に対して、必要に応じて利用者アカウントの申請を行う
	 <p>システム利用者</p>	<p>遵守事項に則った適切なシステム利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等の適切な管理 ・OSその他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応し、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保する など 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等に伴う利用者アカウントの変更等を事前にシステム管理者に申出

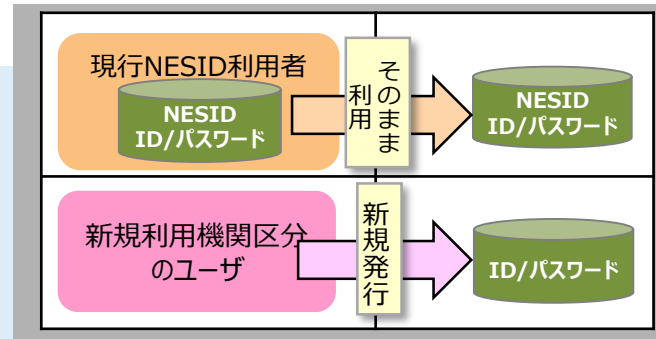
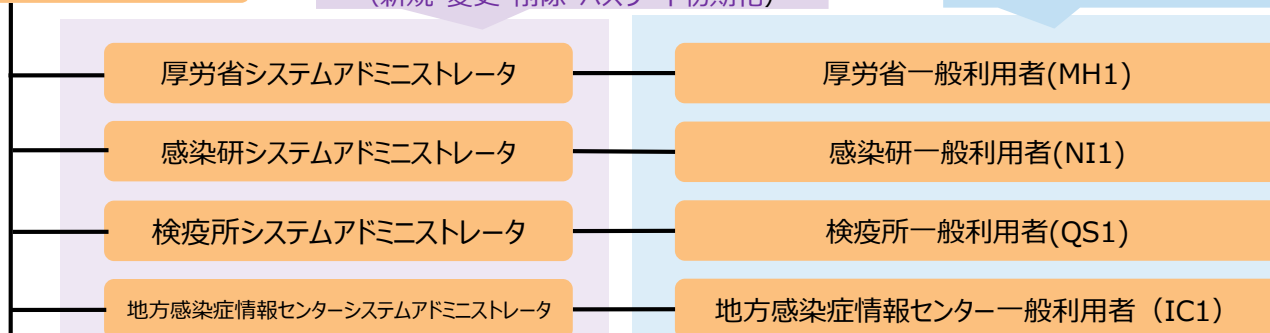
10. 利用者アカウントの管理体系について

- 現行NESIDユーザについては、既存アカウントを継続利用できるよう次期システムに移行することを予定している。
- 現行NESIDに存在しない新規利用機関区分のユーザについては、別途アカウント発行が必要となるが、**医療機関等については、都道府県等・保健所にて利用者アカウントを管理いただくことを想定**（主対応：下図★）している。

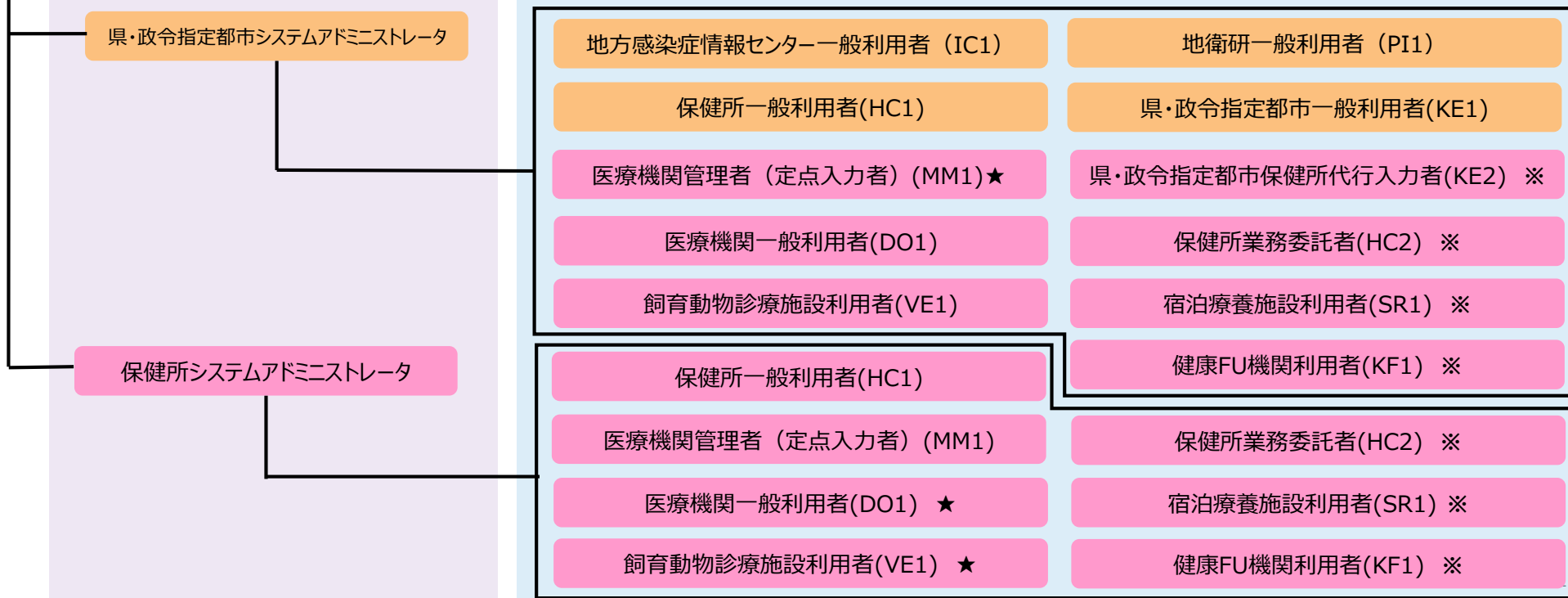
システム運用担当者

システムアドミニストレータ：利用者の管理
(新規・変更・削除・パスワード初期化)

一般利用者：業務で利用



※ 新興・再興感染症対応時に個別発行を想定



參考資料

次期システムにおける利用者権限ポリシーについて

①国における権限ポリシー

- 【MH1】厚生労働省及び【NI1】国立感染症研究所は、入力・発生届確認（システム上の確定処理）は行わないが、システム上に自治体、医療機関等が入力したすべての情報を参照・出力可能とする。
- イントラ経由の利用が想定されるが、有事対応に備えて二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。

②自治体における権限ポリシー

- 【KE1】県・政令指定都市は、積極的疫学調査の一部項目の入力及び保健所が報告した発生届内容を確認（システム上の確定処理）を可能とし、所管内で入力されたすべての情報を参照・出力可能とする。
- 【HC1】保健所は、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）を可能とし、管轄内のすべての情報を入力・参照・出力可能とする。
- 【KE2】県・政令指定都市(保健所代行入力者)及び【HC2】保健所(入力業務受託者)は、該当保健所管轄内のすべての情報を入力可能とするが、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）は行わず、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。
- 自治体の各ユーザは、二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。
※【HC2】はLGWAN環境を有さない想定。【KE1】・【HC1】・【KE2】は入力・参照・出力に関する制御及び運用徹底をもってセキュリティを担保する。

③医療機関等における権限ポリシー

- 【DO1】医師、【MM1】医療機関管理者及び【VE1】獣医師は、発生届報告の入力及び積極的疫学調査の一部項目を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。

④その他機関における権限ポリシー

- 【SR1】宿泊療養施設及び【KF1】健康FU機関は、積極的疫学調査及び健康観察を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。

利用者権限ポリシー

- 次期システムにおいて予定している利用者権限の管理方法は以下のとおり。
- 新興・再興感染症への対応に備え、HER-SYSを参考に、都道府県等の保健所代行入力、保健所入力業務受託者、宿泊療養施設、健康フォローアップ機関などの権限種別を設定可能としており、これら以外の権限種別についても必要に応じて追加改修を行うことで権限設定することが可能となる。

	略称	利用機関	発生届報告					積極的疫学調査			健康観察		共通		
			全数入力	定点入力	動物入力	発生届確認(報告)	一覧・個票参照	自治体側入力	医療機関側入力(※)	医師所見	自治体側管理・入力	国民側入力	ID管理	CSV一括インポート	CSV等エクスポート
①国	MH1	厚生労働省	△	△	△	-	△ ユーザ毎に疾病別	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別
	NI1	国立感染症研究所	△	△	△	-	△ ユーザ毎に疾病別	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別
②自治体	KE1	県・政令指定都市	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	△	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	HC1	保健所	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	△	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	△	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	KE2	県・政令指定都市 (保健所代行入力者)	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	-	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	-	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	HC2	保健所 (入力業務受託者)	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	-	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	-	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
③医療機関等	DO1	医療機関 (全数報告・医師)	○ ユーザ毎に疾病別	-	-	-	△ ユーザ毎に疾病別	-	○	○	○	-	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	MM1	医療機関 (定点報告・管理者)	-	○	-	-	△ ユーザ毎に疾病別	-	-	-	-	-	-	○	△ ユーザ毎に疾病別
	VE1	医療機関 (全数報告・獣医師)	-	-	○ ユーザ毎に疾病別	-	△ ユーザ毎に疾病別	-	-	-	-	-	-	-	△ ユーザ毎に疾病別
④その他	SR1	宿泊療養施設	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	KF1	健康FU機関	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	△ ユーザ毎に疾病別

【凡例】 ○：参照＋編集可能、△：参照のみ可能、－：利用不可

(※)検査結果、措置判定結果などを想定

参照条文（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号））

（定義等）

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

（中略）

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

（新感染症の政令による指定）

第五十三条 国は、新感染症に係る情報の収集及び分析により、当該新感染症の固有の病状及びまん延の防止のために講ずべき措置を示すことができるようになったときは、速やかに、政令で定めるところにより、新感染症及び新感染症の所見がある者を一年以内の政令で定める期間に限り、それぞれ、一類感染症及び一類感染症の患者とみなして第三章から第六章まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない

参考：「日本の感染症サーベイランス」（国立感染症研究所感染症疫学センター，2018年2月）

8.新感染症について

2) 新感染症に罹患したと疑われる者の考え方

新感染症は、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので病原体が不明という特徴を有していることから、どのような患者が新感染症に罹患したと疑われる者とするかについては、極めて難しい問題である。病原体についても、従来の感染症の病原体の概念に入らない新種の病原体の可能性も考慮して対応を講じていく必要がある。世界保健機構の国際保健規則は、5つの症候群を提示して加盟各国から病原体の確定診断がなされる前の報告を求めており、平成11年3月30日健医発第536号保健医療局長通知でも以下の5つの症候群に該当し、診断がつかない疾病の場合でかつ①他への感染力が極めて強い、②異常に致命率が高い等の罹患した場合の重篤性が高い、場合を新感染症の疑いのある者を考える際の参考として例示している。

- (1) 急性出血熱症候群
- (2) 急性呼吸器症候群
- (3) 急性下痢症候群
- (4) 急性黄疸性症候群
- (5) 急性神経性症候群

参照条文（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号））

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者
- 二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

（獣医師の届出）

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると判断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

- 2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

（情報の公表）

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

① 健康・医療・介護

ウ ICT やアプリを活用した新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）や医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報、医療情報の基盤整備に向けた検討を進める。

HER-SYS については、感染症法に基づき感染症の発生動向を把握するため平成18年（2006年）に構築された感染症サーベイランスシステム（NESID）と統合し、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。